

松浦市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月2日

松浦市監査委員 守山 秀利

松浦市監査委員 川下 高広

# 監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 農業委員会事務局

3 監査の期間 令和2年6月1日から19日間

4 監査の範囲及び方法

令和元年度（令和2年3月末まで）の財務に関する事務が、関係法令等に基づき適正に行われているか、監査の着眼点に基づき、あらかじめ提出を求めた資料及び関係書類等を検査照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 処務・文書管理事務は適正か。

6 監査の結果

1 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政事務の執行については、おおむね適正に行われていたが、一部において次のとおり是正又は改善すべき事項が見受けられたため、必要な措置を講じるとともに、軽易なものとして口頭により注意し記載を省略した事項にも留意のうえ、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 収入事務

【指摘事項】

ア 松浦市担い手農地集積促進借り手助成金返還金を雑入で収納しているが、その返還については、松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱第9条第4項において、「返還を求められた者は松浦市担い手農地集積促進借り手助成金返還申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない」と定められているが、申出書の提出がなかった。

【検討事項】

ア 松浦市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づき実施したあっせんによる農地の売買成立後の手続きとして、農地の所有権移転を行う場合の所得税の特別控除、登録免許税及び不動産取得税の軽減を受けるための証明書を発行しているが、証明に伴う手数料は徴収されていない。松浦市手数料条例別表第1の「その他の証明手数料」に該当するものとして1件につき300円を徴収すべきと考えられることから、証明手数料の徴収を検討されたい。

## (2) 支出事務

### 【指摘事項】

ア 農業委員及び農地利用最適化推進委員の市外出張について、松浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則を算定根拠とすべきであるが、松浦市実費弁償条例を根拠として算定しているものがあつた。

## (3) 契約事務

### 【指導事項】

ア 見積結果報告が4月1日前となっているものがあつた。平成24年3月15日付24松会第82号通知「年度開始早々に締結する必要がある契約の準備事務について」において、施行伺（見積依頼含む）の起案・決裁、指名通知の送付・予定価格調書の作成・見積書の徴取を準備事務の範囲として行うことができるとされている。通知に従い適正に処理されたい。

## (4) 処務・文書管理事務等

### 【指摘事項】

ア 公印台帳に「松浦市農業委員会長職務代理者印」が登録されていない。早急に登録されたい。

### 【指導事項】

ア 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転登記嘱託についての起案文書に、処理の根拠として「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条第2項第3号の規定により」と記載されていたが、第3条は教育委員会の職員の事務の補助執行についての規定であり、正しくは第4条第2項第4号である。関係例規については再度確認されたい。

イ 農業経営基盤強化促進法に基づく農地売買の嘱託登記にかかる登録免許税分として収入印紙を購入しており、その領収書の宛名が「農業委員会」となっていたが、農業委員会の歳出予算から支出した履歴がなく、聞き取りを行ったところ、職員が私費で立替えて購入していたことが判明した。土地売買契約書では「登記に係る登録免許税については乙（買主）の負担とする」と記載されており、登録免許税分の収入印紙は買主が用意すべきものである。事務局職員による登記費用の立替えは適正ではないため改められたい。

## 7 措置の通知について

本公表の指摘事項等について、その措置の状況及び結果を令和2年7月17日(金)までに措置通知書により報告されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添資料「監査結果の指摘事項等取扱基準」を参照されたい。

## 監査結果の指摘事項等取扱基準

令和2年5月22日  
松浦市監査委員事務局

### 1. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

### 2. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

### 3. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

### 4. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの  
措置状況の報告は求めない。

### 5. 口頭指導（公表の対象外）

指摘事項及び指導事項に該当しない軽微なもの  
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指摘するにとどめる  
必要に応じて文書にて監査委員事務局長名で所属長あて通知することができる。  
措置状況の報告は求めない。

(参考条文)

地方自治法

第199条第9項

監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。